

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年2月14日

【四半期会計期間】 第18期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)

【会社名】 株式会社JFLAホールディングス

【英訳名】 JFLA Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 檜垣 周作

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号

【電話番号】 03-6311-8899(代表)

【事務連絡者氏名】 法務総務部長 尾崎 富彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号

【電話番号】 03-6311-8899(代表)

【事務連絡者氏名】 法務総務部長 尾崎 富彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第3四半期 連結累計期間	第18期 第3四半期 連結累計期間	第17期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年12月31日	自 2023年4月1日 至 2023年12月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (千円)	58,702,082	52,056,575	76,713,786
経常利益又は経常損失 () (千円)	549,770	593,980	750,215
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 () (千円)	599,184	60,453	2,197,985
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	531,768	552,214	2,116,306
純資産額 (千円)	7,604,401	6,741,023	6,159,429
総資産額 (千円)	51,208,265	41,942,438	41,394,888
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	13.01	1.27	47.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	12.3	11.6	11.6

回次	第17期 第3四半期 連結会計期間	第18期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2022年10月1日 至 2022年12月31日	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 () (円)	9.78	5.92

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、ウクライナ情勢の緊迫化、原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な円安進行等の影響を受けております。販売事業においては原材料や重油などの燃料費の上昇などの影響を受けており、生産事業においても大豆などの原料や重油などの燃料費の上昇の影響を受け、流通事業においては、為替が円安に大きく振れたことで輸入品の仕入コストの上昇などの影響の結果、前事業年度まで継続して3期連続の営業損失を計上しております。当第3四半期連結累計期間において、営業利益は749百万円となり収益改善は大きく進んでいるものの、前事業年度までの状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況は継続して存在しております。

当社グループはこのような状況を解消すべく、2022年5月13日に公表いたしました経営改善計画に基づき、赤字継続事業の撤退・売却を可及的速やかに実施すべく、株式会社アスラポートの一部販売事業、株式会社TBジャパンのタコベル運営事業、酒造会社、株式会社TOMONIゆめ牧舎及び東洋商事株式会社を売却し損益の安定化に努めております。また流通・生産事業では為替相場・原材料・燃料価格の高騰による影響を吸収する値上げ等の対策、更にはグループ内の事業再編を通じた固定費削減等の施策の実施により、安定した営業黒字の確保に努めております。

一方で、今後も相当期間見込まれる不安定な為替相場、原材料価格やエネルギー価格の高騰の影響に耐えうる財務体質を築くためには新たな資金調達が必要であるとの結論に至り、2023年9月14日に公表いたしましたとおり株式会社地域経済活性化支援機構に対し、再生支援の申込みを決議し再生支援決定を受けております。

今後の資金面においては、再生支援申込みにあたり提出した事業再生計画に基づき、取引金融機関による金融債権のリスケジュールの同意を得ており、また、株式会社地域経済活性化支援機構を割当先とした20億円の増資を2024年1月31日付けで実行しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い行動制限が緩和され、インバウンド需要も回復基調となり経済活動の正常化が徐々に進みました。一方で、緊迫した世界情勢に加え、原材料価格やエネルギー価格の高騰、円安進行に伴う物価上昇が続いており、依然として先行き不透明な状況となりました。

食品・飲食業界につきましては、外食を中心に持ち直しの動きが続いているものの、原材料価格やエネルギー価格の高騰、円安の進行に伴う相次ぐ食品の値上げによる物価上昇や、実質賃金の減少による節約志向の高まり等、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは、「食を通じた新たな価値の創造と提供」をミッションに、「新たな価値を生み出すブランド創出」、「新たな価値を提供する多様な販売手法の構築」、「新たな価値を支える経営基盤の確立と持続的な成長」という3つの中長期戦略に取り組んでおります。

また、前期より引き続き、事業ポートフォリオの再構築として、生産事業への経営資源の集中や販売事業における製販一体型事業への移行等を進めております。それと並行して収益改善に努め、販売事業部門では不採算継続事業の撤退・売却、生産事業部門では穀物価格やエネルギーの価格変動リスクを吸収する値上げ等の対策、流通事業部門では円安の影響を改善するための売価調整、そして本社部門では固定費削減等も取り組んでおります。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は52,056百万円(前年同四半期比11.3%減)、営業利益は749百万円(前年同四半期は営業損失392百万円)、経常利益は593百万円(前年同四半期は経常損失549百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は60百万円(前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失599百万円)となり収益改善が進みました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

生産

連結子会社数の減少に伴い生産事業全体では減収となりましたが、九州乳業株式会社及び茨城乳業株式会社は、穀物や原油価格などの価格高騰への適切な値上げ対応及び販売促進が奏功し、大幅な増収増益となりました。株式会社弘乳舎は、生乳の生産量減少を背景に受託収入は減少したものの、脱脂粉乳やアイスクリームの売上が順調に推移したこと等により安定的な利益を確保しました。盛田株式会社においては、原材料価格高騰に伴う商品価格の改定や採算性を重視した販売等により増収増益となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は32,203百万円(前年同四半期比3.3%減)、営業利益は1,077百万円(前年同四半期比211.1%増)となりました。

流通

株式会社アルカンは、商品の価格改定の実施、主力商品の「Kiriクリームチーズ」が順調に推移したものの、シャンパンの販売が伸び悩んだこと等により減収となりましたが、販管費の削減等により増益となりました。また、東洋商事株式会社を売却したことにより、売上高は減少したものの利益改善に繋がりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は10,860百万円(前年同四半期比30.3%減)、営業利益は285百万円(前年同四半期比26.7%増)となりました。

販売

販売事業においては、経済活動の正常化及び前期の不採算事業の撤退・売却により業績が改善いたしました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は8,749百万円(前年同四半期比9.0%減)、営業利益は164百万円(前年同四半期は営業損失111百万円)となりました。

その他

ウェルエイジング事業や店舗開発事業等の当第3四半期連結累計期間における売上高は242百万円(前年同四半期比14.1%増)、営業損失は16百万円(前年同四半期は営業損失40百万円)となりました。

当第3四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末に比べ547百万円増加の41,942百万円となりました。

負債合計は前連結会計年度末に比べ34百万円減少の35,201百万円となりました。純資産合計は前連結会計年度末と比べ581百万円増加の6,741百万円となりました。これは主に新株の発行による資本金及び資本準備金の増加計334百万円によるものであります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

重要性が乏しいため記載を省略しております。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,998,000
A種種類株式	2,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,964,636	47,964,636	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株 あります。(注)1
A種種類株式		2,000		単元株式数は1株で あります。(注)2
計	47,964,636	47,966,636		

(注) 1. 発行済株式のうち、3,259,724株は、現物出資（関係会社株式 1,532,619千円）によるものであります。

2. A種種類株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式の1株あたりの払込金額1,000,000円（以下「A種配当基準額」という。）に対し、A種優先配当年率を6%として、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される額の配当をする（以下「A種優先配当」という。）。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。

累積

A種種類株式の発行された事業年度以降のある事業年度におけるA種種類株式1株あたりの剰余金の配当の額がA種配当基準額にA種優先配当率6%を乗じた額（以下「A種優先配当金」という。）に達しないときは、A種種類株式1株あたりの不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、に基づきA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき、A種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。

非参加

当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、及びに基づき剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。

A種配当基準の調整

A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

(a) A種種類株式の株式分割又は株式併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。

なお、次の算式中の「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のA種種類株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のA種種類株式の発行済株式総数で除した数をいう。

$$\text{調整後 A 種配当基準額} = \text{調整前 A 種配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b) A 種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A 種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行 A 種種類株式の数」とは、当該発行又は処分の時点における A 種種類株式の発行済株式総数から当社が保有する自己株式（A 種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行 A 種種類株式」は、「処分する自己株式（A 種種類株式に限る。）」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後 A 種配当基準額} = \frac{\text{既発行 A 種種類株式の数} \times \text{調整前 A 種配当基準額} + \text{新発行 A 種種類株式の数} \times \text{新発行 A 種種類株式の 1 株あたりの払込金額}}{\text{既発行 A 種種類株式の数} + \text{新発行 A 種種類株式の数}}$$

(c) (a) 及び (b) に基づく調整後 A 種配当基準額の算出において発生する 1 円未満の端数は、四捨五入するものとする。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、次の (a) 乃至 (c) を合計した額（以下「A 種残余財産分配額」という。）を残余財産の分配として支払う。

(a) A 種配当基準額（1 円未満の端数は、四捨五入するものとする。）

(b) A 種累積未払配当金

(c) 残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に A 種優先配当額（A 種配当基準額に 6% を乗じて得られる額をいう。）の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額（1 円未満の端数は、四捨五入するものとする。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において、既に当該事業年度に属する日を基準日とする A 種優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

当社は、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して、A 種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会において、A 種種類株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。

(4) 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

A 種種類株主は、いつでも、当社に対して金銭の交付と引換えに、その保有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」という。）、当社は、当該 A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対し、A 種種類株主が取得の請求をした A 種種類株式を取得するのと引換えに、A 種種類株式 1 株につき、において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。

金銭対価取得請求が行われた場合における A 種種類株式 1 株あたりの取得対価は、A 種配当基準額に、金銭対価取得請求がなされた日における A 種種類株式 1 株あたりの A 種累積未払配当金及び A 種経過優先配当金相当額（(2) (c) に準じて算定される。）を加えた金額とする。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

A 種種類株主は、いつでも、当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに、その保有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該 A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対し、A 種種類株主が取得の請求をした A 種種類株式を取得するのと引換えに、下記において定める数の当社の普通株式を交付するものとする。

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

(a) A 種種類株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A 種種類株主が取得の請求をした A 種種類株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(b) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしないものとする。

取得価額

取得価額は 78 円（以下「上限取得価額」という。）とする。ただし、A 種種類株式の払込金額が払い込まれた日以降の 6 か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正

日」という。)において普通株式1株あたりの時価が78円を下回る場合には、取得価額は各取得価額修正日における時価に相当する金額(以下「修正後取得価額」という。)に修正されるものとする(ただし、修正後取得価額の下限は39円(以下「下限取得価額」という。))とし、時価が39円を下回った場合における修正後取得価額は39円とする。)。なお、取得価額が下記により調整された場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても同様の調整をするものとする。普通株式1株あたりの時価は、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。)とする。

取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

イ 普通株式につき株式分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。))」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式分割又は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって、これを適用する。

ロ 普通株式につき株式併合をする場合、株式併合の効力が生ずる日をもって、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ハ 時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、当社が株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに普通株式を交付する場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式」は「処分する当社が保有する普通株式」、「当社が保有する株式」は「処分前において当社が保有する普通株式」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数)} \\ - \text{当社が保有する普通株式の数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する普通株式の数} \\ \times \\ \text{新たに発行する普通株式の} \\ \text{1株あたりの払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{新たに発行する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の} \\ \text{1株あたりの払込金額} \end{array}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新} \\ \text{たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

ニ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本二において同じ。)(株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日)に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、また株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

ホ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の合計額が時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日(新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日)に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計

算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、また新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記イ及びロのいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

イ 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

ロ 前イのほか、普通株式の発行済株式総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。)とする。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

取得請求受付場所

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号

株式会社JFLAホールディングス

取得請求の効力発生

- (a) 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るA種種類株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本条に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。

- (b) 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本条に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

- (6) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るA種種類株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

- (7) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種種類株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引換えに、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種種類株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種種類株式の数を通知する。

金銭を対価とする取得条項が行使された場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭を対価とする取得条項が行使された日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額((2)(c)に準じて算定される。)を加えた金額とする。

- (8) 株式の併合又は分割等

当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受けるときの権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

- (9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

なお、第9回新株予約権については、2023年10月31日に残存する新株予約権の全部を取得するとともに行使期間満了により消滅しております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年10月1日～ 2023年12月31日		47,964,636		3,801,306		942,875

(注) 2024年1月31日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数(A種種類株式)が2,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,000百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 41,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,335,300	473,353	
単元未満株式	普通株式 588,036		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	47,964,636		
総株主の議決権		473,353	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式75株が含まれております。

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社JFLAホールディングス	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番地6号	41,300		41,300	0.08
計		41,300		41,300	0.08

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、以下のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
常勤 監査役	緒方 昇	1953年 7月8日	1997年4月 株式会社寿屋 2002年4月 株式会社はせがわ 2008年1月 株式会社力の源カンパニー 2009年3月 同社 執行役員 人事総務部長 2011年3月 同社 常勤監査役 株式会社渡辺製麺 監査役 2011年9月 農業法人 株式会社くしふるの大地 代表 取締役 2013年3月 株式会社アスラポート・ダイニング(現 株式会社JFLAホールディングス) 人材戦 略部 部長 2018年8月 当社 人事部 部長 2023年11月 当社 監査役(現任)	(注)3	6,500	2023年 11月21日
監査役	田邊 絵理子	1985年 1月12日	2011年12月 弁護士登録、中之島中央法律事務所入所 2013年2月 関西大学法科大学院アカデミックアドバ イザー就任 2014年6月 経営法曹会議入会 2015年11月 東大阪市都市計画審議会委員(現任) 2018年7月 大阪国税局任期付職員(国際調査審理 官)として出向 2020年7月 中之島中央法律事務所復帰 2021年1月 同法律事務所パートナー弁護士(現任) 2022年6月 株式会社ニッコー社外取締役(現任) 2023年11月 当社社外監査役(現任)	(注)4		2023年 11月21日

- (注) 1. 監査役 田邊絵理子は、社外監査役であります。
 2. 監査役 田邊絵理子の戸籍上の氏名は木村絵理子であります。
 3. 監査役 緒方昇は前任者の辞任に伴う就任であるため、当社の定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。前任者の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役 田邊絵理子の任期は、就任の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役 グループ戦略本部長	坂下 直史	2023年10月31日 (辞任による退任)
常勤監査役	大野 千幸	2023年11月21日 (辞任による退任)

(3) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 管理本部長 謙 グループ戦略本部長	取締役 管理本部長	齊藤 隆光	2023年10月31日

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、Mooreみらい監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,093,805	3,154,969
受取手形及び売掛金	8,614,250	1 10,264,173
商品及び製品	4,663,894	4,110,017
仕掛品	1,691,530	1,669,213
原材料及び貯蔵品	1,323,253	1,335,697
その他	1,796,042	1,688,414
貸倒引当金	20,487	13,727
流動資産合計	20,162,289	22,208,760
固定資産		
有形固定資産		
土地	7,983,128	7,845,168
その他(純額)	6,923,500	6,336,110
有形固定資産合計	14,906,629	14,181,279
無形固定資産		
のれん	2,355,246	1,870,488
その他	232,197	176,710
無形固定資産合計	2,587,444	2,047,199
投資その他の資産		
その他	3,839,767	3,606,329
貸倒引当金	101,242	101,130
投資その他の資産合計	3,738,524	3,505,198
固定資産合計	21,232,598	19,733,677
資産合計	41,394,888	41,942,438

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,697,400	1 7,520,872
短期借入金	10,633,975	2,478,350
1年内償還予定の社債	93,600	
1年内返済予定の長期借入金	1,831,125	89,966
未払法人税等	123,505	234,564
賞与引当金	75,385	127,247
店舗閉鎖損失引当金	9,326	1,766
その他	4,655,822	4,618,788
流動負債合計	24,120,141	15,071,556
固定負債		
長期借入金	6,876,769	16,343,027
債務保証損失引当金	64,465	57,225
事業構造改善引当金	52,000	26,703
退職給付に係る負債	720,543	691,782
資産除去債務	752,763	676,613
その他	2,648,775	2,334,505
固定負債合計	11,115,317	20,129,858
負債合計	35,235,458	35,201,414
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,633,910	3,801,306
資本剰余金	8,461,794	8,879,270
利益剰余金	6,765,215	6,825,668
自己株式	15,614	16,730
株主資本合計	5,314,875	5,838,177
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	60,318	14,030
為替換算調整勘定	322,233	831,643
退職給付に係る調整累計額	134,930	171,950
その他の包括利益累計額合計	517,481	989,563
新株予約権	17,783	
非支配株主持分	1,344,253	1,892,409
純資産合計	6,159,429	6,741,023
負債純資産合計	41,394,888	41,942,438

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2023年4月1日 至2023年12月31日)
売上高	58,702,082	52,056,575
売上原価	43,102,843	37,827,023
売上総利益	15,599,238	14,229,551
販売費及び一般管理費	15,992,091	13,480,424
営業利益又は営業損失()	392,852	749,127
営業外収益		
受取利息	8,153	7,014
受取配当金	3,480	5,032
為替差益	191,153	276,434
持分法による投資利益	14,530	7,921
その他	116,881	118,496
営業外収益合計	334,200	414,900
営業外費用		
支払利息	295,127	333,805
その他	195,991	236,241
営業外費用合計	491,118	570,047
経常利益又は経常損失()	549,770	593,980
特別利益		
固定資産売却益	29,067	998
投資有価証券売却益	374,349	
新株予約権戻入益		4,735
債務保証損失引当金戻入額		7,240
その他	441,569	5,446
特別利益合計	844,986	18,420
特別損失		
固定資産売却損	39	958
固定資産除却損	5,618	1,571
減損損失	28,898	
投資有価証券評価損	267,657	104,447
関係会社株式売却損		234,900
事業構造改善費用	1 264,819	
その他	239,612	16,942
特別損失合計	806,645	358,819
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	511,430	253,581
法人税、住民税及び事業税	177,433	257,803
法人税等調整額	110,666	383
法人税等合計	66,766	257,420
四半期純損失()	578,196	3,839
非支配株主に帰属する四半期純利益	20,988	56,614
親会社株主に帰属する四半期純損失()	599,184	60,453

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
四半期純損失()	578,196	3,839
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15,421	75,132
為替換算調整勘定	39,029	585,607
退職給付に係る調整額	8,023	37,900
その他の包括利益合計	46,427	548,375
四半期包括利益	531,768	552,214
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	554,642	532,534
非支配株主に係る四半期包括利益	22,874	19,679

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、連結子会社でありました東洋商事株式会社及びその子会社であるモリヨシ株式会社の株式売却に伴い、連結の範囲から除外しております。

第2四半期連結会計期間において、連結子会社でありましたPacific Paradise Foods, Inc.の株式売却に伴い、連結の範囲から除外しております。

また、当第3四半期連結会計期間において、Atariya Ishimitsu UK Limitedを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
受取手形	千円	38,805 千円
支払手形	千円	73,383 千円

2. 一部の連結子会社は、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。なお、当四半期連結会計期間末日における当融資枠に基づく借入の実行状況は次のとおりであります。

(1) 円建取引

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
当座貸越限度額	4,312,380 千円	1,227,380 千円
借入実行残高	3,592,380 千円	1,177,380 千円
差引額	720,000 千円	50,000 千円

(2) ドル建取引

	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)	
当座貸越限度額	159,240 千円	(1,200千ドル)	千円	(千ドル)
借入実行残高	千円	(千ドル)	千円	(千ドル)
差引額	159,240 千円	(1,200千ドル)	千円	(千ドル)

(四半期連結損益計算書関係)

1. 事業構造改善費用

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

事業構造改善費用は、株式会社TB日本の新設分割と新設会社の株式譲渡に伴い発生した事業継続支援金であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産等に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
減価償却費	1,006,563 千円	889,826 千円
のれんの償却額	431,682 千円	408,460 千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月13日 取締役会	普通株式	184,109	4.00	2022年3月31日	2022年6月10日	資本剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年10月29日付発行の第9回新株予約権(第三者割当による新株予約権)の行使に伴う新株の発行による払込みを受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ167,396千円増加しております。

また、当第3四半期連結累計期間において、Atariya Ishimitsu UK Limitedの設立にあたり、連結子会社であるT&S Enterprises(London)Limited及びAtariya Foods Retail UKの株式のすべてを現物出資し、資本剰余金が250,081千円増加しております。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金は3,801,306千円、資本剰余金は8,879,270千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	生産	流通	販売	計		
売上高						
物品の販売・サービス	33,278,722	15,581,132	9,536,874	58,396,730	39,687	58,436,418
手数料収入	508	9,837	74,454	84,800	6,770	91,570
その他					147,458	147,458
顧客との契約から生じる収益	33,279,231	15,590,970	9,611,328	58,481,530	193,916	58,675,447
その他の収益	7,790			7,790	18,844	26,635
外部顧客に対する売上高	33,287,022	15,590,970	9,611,328	58,489,320	212,761	58,702,082
セグメント間の内部売上高 又は振替高	590,731	625,435	297,892	1,514,058	4,368	1,518,427
計	33,877,753	16,216,405	9,909,220	60,003,379	217,129	60,220,509
セグメント利益又は損失()	346,317	225,232	111,541	460,007	40,684	419,323

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェルエイジング事業及び店舗開発事業等の売上であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	460,007
「その他」の区分の利益	40,684
全社費用(注)	812,176
四半期連結損益計算書の営業損失()	392,852

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	生産	流通	販売	計		
売上高						
物品の販売・サービス	32,183,522	10,785,498	8,681,869	51,650,890	37,206	51,688,096
手数料収入		5,925	68,083	74,009	6,562	80,571
その他					169,617	169,617
顧客との契約から生じる収益	32,183,522	10,791,424	8,749,952	51,724,899	213,386	51,938,286
その他の収益	19,799	69,109		88,909	29,380	118,289
外部顧客に対する売上高	32,203,322	10,860,533	8,749,952	51,813,808	242,766	52,056,575
セグメント間の内部売上高 又は振替高	332,499	245,209	118,771	696,479	85	696,565
計	32,535,821	11,105,743	8,868,724	52,510,288	242,852	52,753,141
セグメント利益又は損失()	1,077,417	285,351	164,143	1,526,911	16,946	1,509,964

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェルエイジング事業及び店舗開発事業等の売上であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,526,911
「その他」の区分の利益	16,946
全社費用(注)	760,837
四半期連結損益計算書の営業利益	749,127

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり四半期純損失()	13円 01銭	1円 27銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	599,184	60,453
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(千円)	599,184	60,453
普通株式の期中平均株式数(株)	46,073,345	47,602,287
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「機構」といいます。)に対して提出した事業再生計画に基づき、2023年10月20日開催の当社取締役会において、第三者割当によるA種種類株式の発行について、2023年11月21日開催の臨時株主総会に付議することを決議し、同臨時株主総会にて承認可決されました。その後、2024年1月31日に割当・払込が完了いたしました。

- | | | |
|--------------------|-----------------------------|----------------|
| (1) 株式の種類及び株式数 | A種種類株式 | 2,000株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき | 1,000,000円 |
| (3) 発行期日 | 2024年1月31日 | |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 | 1,000,000,000円 |
| | 資本準備金 | 1,000,000,000円 |
| (5) 割当方法 | 第三者割当の方法により全額を機構に割り当てております。 | |
| (6) 優先配当金 | 1株当たりの払込金額に年率6.0%を乗じて算出した金額 | |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月9日

株式会社JFLAホールディングス

取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 馬 淵 貴 弘指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 岡 宏 成

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社JFLAホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社JFLAホールディングス及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財

務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。